

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市公共下水道私設汚水ポンプ設備設置等事業補助金
補助事業の目標	諏訪市公共下水道事業排水区域内において、家屋の立地条件及び河川等による障害により、汚水を自然流下で下水道に直接排除することが困難であるために、自らポンプ設備(以下「汚水ポンプ」という。)を設置する者及び設置から一定の期間が経過し、汚水ポンプを更新する者に対し、補助金を交付することにより、下水道の普及促進及び環境衛生の向上を図る。
補助事業の対象者	<p>汚水ポンプの補助を受けることができる者は次のとおりとする。</p> <p>1 汚水ポンプの新設に係る補助</p> <p>くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者、便所以外の汚水の排水設備を設置しようとする者又はし尿浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続しようとする者で、次のいずれかに該当する者に補助する。</p> <p>(1)家屋の立地条件等により汚水を公共下水道へ自然流下によって排除することが困難である者</p> <p>(2)河川等による障害により、自然流下による接続が不可能と認められる土地に新たに家屋を建築しようとする者</p> <p>2 汚水ポンプの更新に係る補助</p> <p>前項各号のいずれかに該当し、設置から15年を経過した汚水ポンプを更新しようとする者に補助する。ただし、公営企業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が特に必要と認めたときは、設置から15年未満の汚水ポンプを更新しようとする者に補助することができる。</p> <p>3 前2項に該当する者は、次の要件に該当するものとする。ただし、第2号については、汚水ポンプの新設に係る補助のみとする。</p> <p>(1)公共下水道の処理区域(諏訪市下水道条例(昭和49年諏訪市条例第52号)第2条第5号に規定する処理区域をいう。以下同じ。)内における建築物等の所有者又はその所有者の同意を得た者</p> <p>(2)処理区域として公示された日から3年以内に水洗便所等の改造工事が完了する見込みがある者。ただし、管理者が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(3)市税及び下水道受益者負担金等の滞納をしていない者</p>
補助対象経費	<p>補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)汚水ポンプ(圧送管は除く。)の設置経費</p> <p>(2)汚水ポンプ設置に要する槽を保護する土工経費</p> <p>(3)汚水ポンプ附帯電気設備</p> <p>(4)汚水ポンプユニット</p>
補助額及びその算定方法	補助金額は、補助対象経費の10分の10とし、100万円を限度とする。

又は補助率	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 下水道の更なる普及促進を進める中で、汚水ポンプが高額であるため
補助事業の評価	実績報告及び完了検査により補助事業の内容を審査及び検査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業の開始時期	平成 23 年 8 月 1 日
補助事業の終期	平成 年 月 日
	【終期が3年を超える場合の理由】 下水道普及促進のため、3年を超えての補助が必要。
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	検査に合格した汚水ポンプの維持管理は、使用者が行うものとする。
提出書類	○補助金等交付申請書(様式第2-1号) (1)位置図、配置図、配管図、縦断面図 (2)汚水ポンプ設備構造図 (3)排水設備工事見積書 ○補助事業等実績報告書(様式第5-1号) (1)竣工図 (2)工事写真 (3)領収書の写し及び支払明細書 ○その他管理者が必要と認める書類
担当部署	諏訪市 建設水道部 水道課 下水道係

令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)